

甲南大学法科大学院入学試験問題について

-2018年5月社会人特別（5－13）－

試験科目：刑事訴訟法

1 出題趣旨

〔設問1〕強制処分法定主義の条文上の根拠と意義について説明しなさい。

・強制処分の定義 判例に従い、「強制処分」の定義を明確に示すことがまず求められる。個人の意思を制圧するなど憲法の保障する重要な法的利益を侵害する処分をいう（最大判平29・3・15）。

・条文の提示 犯罪捜査のためにかかる処分を行う場合についてあらかじめ法律によって要件・効果・手続を定めることを求める原理であるが、条文の摘示が必要である（憲法31条、法197条1項）。

・法定主義の趣旨の説明 この点については、バランスのとれた理解ができていないかをみる（真相解明のために捜査機関が行使できる権限を明確にする一方、国民の権利侵害との適切な均衡を保つための措置である。令状審査と組み合わせることにより、個別の処分について裁判官による当否と要否の判断を行う場合もあることの摘示も必要）。

〔設問2〕198条1項の意義について説明しなさい。

・被疑者取調べの意義の摘示 被疑者から証拠としての供述を聞き出すための捜査方法。質問し供述を求める働きかけをする。

・身体拘束を伴わない被疑者取調べと逮捕勾留を伴う場合に分類できる。

・身体拘束を伴わない任意の被疑者取調べについて、適法性の限界は「必要性・緊急性・相当性」原則によることを摘示すること。

・逮捕勾留中の被疑者取調べについては、取調べのための出頭滞留義務が生じるとするのが判例・実務であるが、その場合、なお取調べ自体は任意であることを要する。この枠組みが理解できているか、説明を要する。出頭滞留義務を否定し、いわゆる取調べ受忍義務はないという解釈にたつ場合には、条文解釈としての整合性、なお継続する取調べの適法性についてどう判断するのかを摘示すること。

〔設問3〕傷害事件の公判廷で、証人甲は、「『被告人が被害者を刺した』と乙が述べた」と証言した場合、事実を争う弁護人はどうするべきか。証拠能力にもふれて説明しなさい。

・証拠調べ請求に関する処理手続の基本を問うものである。

2 採点実感 設問1については判例に基づく理解と条文の摘示など簡潔にできていた。設問2については、身体拘束を伴う取調べについて出頭滞留は義務づけられるが、なお取調べが任意となる場合に関する説明が欠けている。設問3については、伝聞禁止対象となる供述であり、324条2項が問題となることは、理解できている。しかし、異議（309条1項）によって疑義を示すことについては、書けていない。

3 学習方法

刑事訴訟法の定評のあるテキストで手続の基本的な流れを説明できること、個々の概念の定義を正確に暗記することなど基本的学習が重要である。